

公益財団法人 福田美術振興財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人福田美術振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、絵画等の美術作品を収集し、保存するとともに広く一般の鑑賞に供し、併せて新進の創作を奨励し、もって我が国芸術文化の振興と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 美術作品の収集、保存及び公開
- (2) 展覧施設の運営管理
- (3) 美術鑑賞の教育普及
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者は、末尾に掲げる別表1に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、第40条第1項に規定する理事会の決議で定めた財産とする。
- 3 基本財産のうち別表2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、第40条第1項に規定する理事会の決議を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、第40条第1項に規定する理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、第40条第1項に規定する理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第12条 この法人に評議員6名を置く。
2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を

除く。)である者

- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 項第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員のうち親族関係を有する者及び租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 7 第 6 項第 1 号に掲げる特殊の関係がある者の数が評議員のうちに占める割合は、3 分の 1 以下でなければならない。
- 4 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（権限）

第 1 4 条 評議員は、評議員会を構成し、第 1 7 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

- 第 1 5 条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとする。
 - 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 1 2 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第 1 6 条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、評議員会出席の都度日当を支給することができるほか、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額 6 0 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額とする。なお、評議員に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬を支給しないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の各号の事項を決議する。

(1) 評議員及び役員を選任及び解任

(2) 役員報酬等の総額並びに役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第20条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の各号の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び議案の概要を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 評議員長は、評議員会において選定する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、第31条ただし書き、第44条等この定款で特に決議要件を加重する場合の決議その他法人法第189条第2項に規定する事項の決議等法令で定める事項の決議を除く。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 理事長が前項の議事録に記名及び押印する。

第6章 役員

(種類及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

①理事 6名

②監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。また、1名を法人法第197条が準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 各理事（清算人を含む。以下この項において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他当該理事と認定法施行令第4条で定める特別の関係がある者である理事の合計数の理事の総数に占める割合は、3分の1以下でなければならない。

5 理事のうち親族関係を有する者及び租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に掲げる特殊の関係がある者の数が理事のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

7 監事には、この法人の理事（当該理事と親族関係を有する者及び租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に掲げる特殊な関係がある者を含む。）及びこの法人の評議員（当該評議員と親族関係を有する者及び租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に掲げる特殊な関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族関係を有することその他租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に掲げる特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、第26条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第31条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会

において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、理事及び監事に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬を支給しない。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次の各号に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第34条 この法人は、役員が法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項に規定する非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(設置)

第35条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等法人法第181条第1項に定める事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 第34条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

（種類及び開催）

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第29条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が、それぞれ理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続

を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使は、理事の3分の2以上の多数の決議をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により変更することができる。第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第13条に規定する評議員の選任及び解任の方法の変更についても、同様とする。

(解散)

第45条 この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由によ

り解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 その他

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、法令の定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。

- (1) 評議員会議事録又は評議員会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録
評議員及び債権者
- (2) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録
評議員及び裁判所の許可を得た債権者
- (3) 会計帳簿
評議員

(公告)

第50条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

別表1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
（第6条・第7条第2項関係）

設立者氏名 川畑光佐

財産種別	価額等
定期預金	3,000,000 円

別表2 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産）（第7条第3項関係）
認定法第4条に規定する公益認定の効力発生日の前日以前に取得したもの

財産種別	物量等
美術品	絵画：No. TY1- TY225、No. T1-T109 を含む、 No. 10294 までと No. 10305 の 1,976 点